

青梅青色申告会主催 日帰りバスツアー



今年の日帰りバスツアーでは、新江の島水族館にてイルカショーの鑑賞や相模湾を再現した大水槽の見学をした後、江の島の島内にてしらす料理の昼食をいただきます。

昼食後は鎌倉にて若宮大路・小町通りを散策し、最近一周年を迎え大注目されている「道の駅 湘南ちがさき」に寄って帰ってくる湘南満喫コースです。今月号の会報にチラシを同封しましたので、ぜひご覧ください。

月 1,000 円から始められるケガの保険

東京 傷害保険

従業員の
福利厚生にも！

傷害死亡（70歳未満）700万円、入院 1日3,600円、通院 1日1,800円

- ✓ケガによる死亡から入院、通院を補償
- ✓仕事中、交通事故のケガも補償
- ✓90才まで加入できます



日本人の2人に1人がかかるといわれています

東京 がん保険

例：35才女性・基本補償加入で
月352円！

がん診断保険金 100万円、入院保険金 1日 10,000円など

- ✓生後15日～89才まで入れます
- ✓女性特有のがんもオプション追加で補償！
- ✓先進医療の技術料もオプション追加で補償！



傷害、がん保険

【補償開始】：R8年11月1日から 【申込締切】：R8年9月18日(金)

詳細は同封のチラシ、または青梅青色申告会へお問い合わせください。

※申し込みは半年に1回です。お早めにお申し込みください。

口座振替のご案内

※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者一人につき 6,000円 (R8年11月～R9年4月分)	10月6日(火)

重要！

令和9年分の確定申告から青色申告特別控除が変わります！e-Tax（電子申告）での申告が有利になる場合があります！

★e-Taxの準備等をするにあたり、
青色申告会に来所される際は必ず
①～③を毎回お持ちください。

- ①マイナンバーカード（コピー不可）
- ②利用者証明用電子証明書パスワード
(数字4桁)
- ③署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)

※②③は、マイナンバーカード申請時に作成するものです。
ご不明な場合はお住まいの市町村にてご確認ください。

税 理 士 無料相談のお知らせ

【実施日】 9月9日(水)、10月14日(水)、11月11日(水)
【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時 間】 各回とも 10～12時/13～16時 (お1人1件1時間)

大切な家をシロアリから守るには
シロアリバスターズの
アサンテにお任せください！

床下診断
お見積り
無料！

シロアリ防除施工
アサンテ通常価格より/
10%OFF!

全国シェア
No.1

東証プライム
上場

累計施工実績
60万軒以上

1970年
創業

即日対応可能
ご相談ください

無料床下診断受付中！

通称料
無料

研修を受けた自社スタッフが対応いたします。お気軽にご相談ください。

0120-540-431

電話ロスタッフに、青梅青色申告会からのご紹介とお伝えください。

受付時間 午前8:30 ▶ 午後7:30 (土日祝日も受付)

株式会社 アサンテ
www.asante.co.jp(アサンテ) 検索

青梅青色申告会 提携値待割引

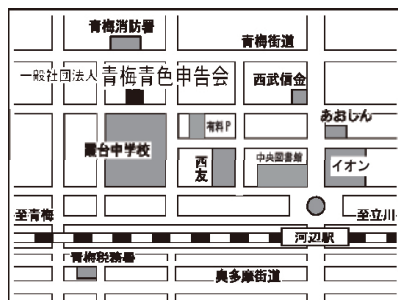
全日休館日 午後のみ休館

8月13日(木)
8月14日(金)
9月12日(土)
9月26日(土)
8月の全土曜日
日曜日・祝日

9月5日(土)
9月19日(土)
全日休館日以外の
土曜日は午後休館

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788
HP：https://www.ome-aoiro.com/
受付時間：平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00
休館：第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



(一社) 青梅青色申告会
あおいろ
だより
VOL. 202 - 令和8年8月号 -

着任のごあいさつ

こばやし あつお
青梅税務署長 小林 厚夫



一般社団法人青梅青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
このたびの定期人事異動により、東京国税局徴収部国税訟務官室主任訟務官から転任し、青梅税務署長を拝命いたしました。青梅税務署での勤務は今回で二度目となり、大変ご縁を感じております。
高野会長をはじめ、貴会の皆様におかれましては、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及及び納税道義の高揚のため、各種講習会や広報活動を積極的に展開されており、また、署が主催する記帳説明会等においては会場の提供や説明講師の派遣をいただき、さらには確定申告期に開設する「青色コーナー」では、来場者に対する記帳制度の説明や青色申告の勧奨、決算指導を行っていただくなど、多大なご支援を賜っており、改めて御礼申し上げます。

さて、経済社会のデジタル化が急速に進展する中、国税当局では、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収の効率化・高度化等」「事業者のデジタル化促進」を柱として、税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進しております。特に、「事業者のデジタル化促進」につきましては、令和8年度の税制改正において、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳・申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除についての見直しなど法整備が行われたところです。

これらの施策を推進するためには、貴会との連携・協力が不可欠なものと考えております。

引き続き、e-Taxの利用やキャッシュレス納付など、デジタル化促進を強力に進めていただきますよう、お願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人青梅青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

青梅税務署 7月の人事異動

職名		着任	
		氏名	前職名
署長		こばやし 厚夫 小林 厚夫	東京国税局 徴収部 国税訟務官室 主任訟務官
副署長		まつお 公二 松尾 公二	留任
総務課	課長	おおた ひでたか 太田 秀隆	留任
	課長補佐	かわそえ まなみ 川添 真奈美	東京国税不服審判所 審判四部 審査官

職名			着任	
			氏名	前職名
個人課税	第1部門	統括調官	ありみつ ゆたか 有光 豊	留任
		総括上席	おがわ ひとし 小川 仁志	東京国税局 情報システム課 総務係長
		指導上席	ひわたし えいじ 樋渡 栄司	北沢税務署 個人課税第4部門 上席
	第2部門	統括調官	おおの ゆみ 大野 裕美	留任
	第3部門	統括調官	うえだ ひでき 上田 英樹	武蔵野税務署 個人課税第5部門 統括官

担当統括官のお知らせ 青梅税務署個人課税部門では、本会の支部別に担当官を決め、税務相談に当たっております

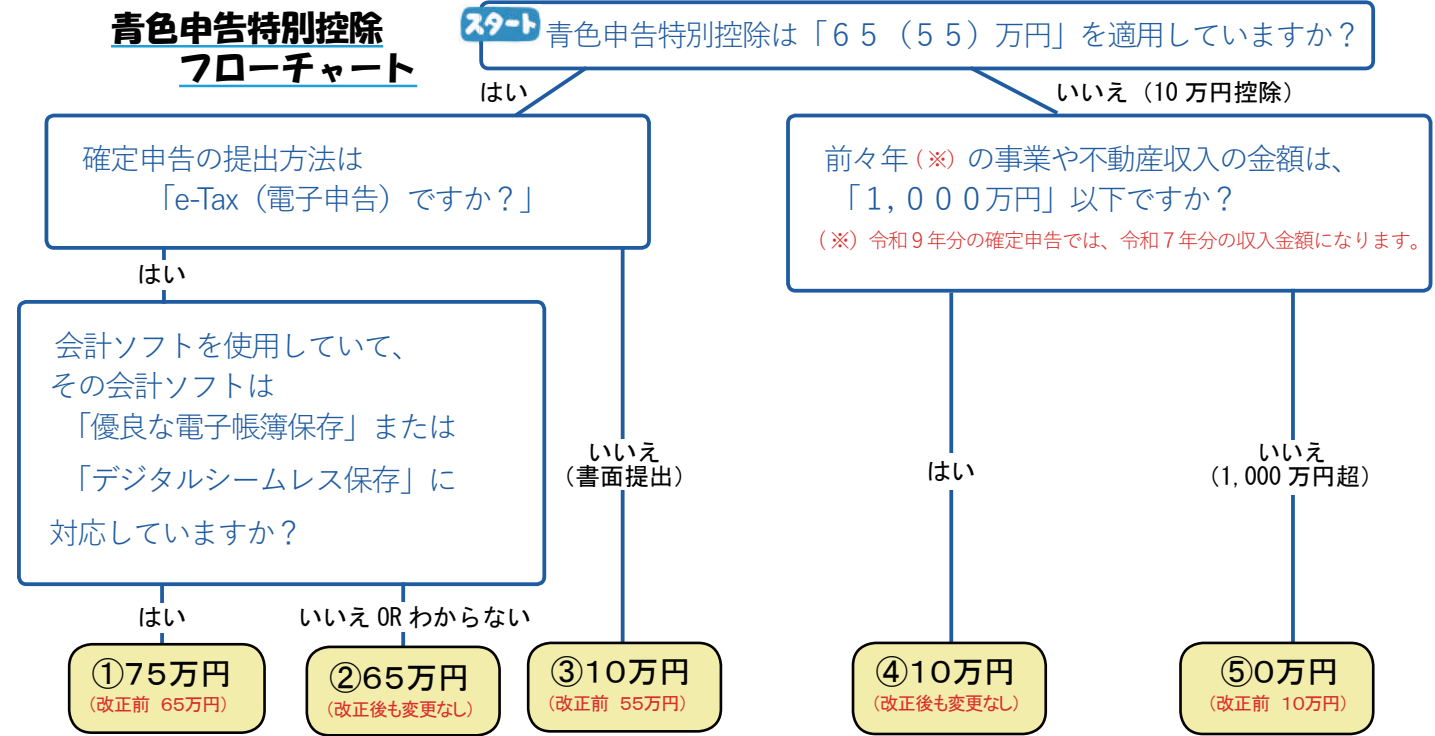
個人課税部門統括官	担当支部
第1統括官 有光 豊	日の出・三田・北建・南建・自転車・理容
第2統括官 大野 裕美	秋川・河辺・福生・羽村・瑞穂・貸家

個人課税部門統括官	担当支部
第3統括官 上田 英樹	霞・千ヶ瀬・青梅・吉野・奥多摩

【令和8年税制改正】青色申告特別控除

青色申告特別控除の適用要件・控除額の見直し【令和9年分確定申告から】

令和9年分の確定申告から青色申告特別控除が大幅に改正されることになりました。「デジタル化への対応状況」と「前々年の売上」が、控除額に反映されるような内容となっています。下記のフローチャートに令和7年の現状を当てはめて頂き、改正後の青色申告特別控除がどのように変わるのかをご確認ください。



① 75万円に当てはまる方

令和9年分から控除額が10万円増えます。

※会計ソフトは、電子帳簿保存の届出書の提出と会計ソフトの設定が必要です。

③ 10万円に当てはまる方

令和9年分からは複式簿記で記帳を行っていても、書面提出の場合は控除額が大幅に減ります。e-Tax をすることにより、控除額が上がる場合があるので、e-Tax での申告書提出をご検討ください。

④ 10万円に当てはまる方

改正後も控除額に変更はありませんが、前々年の収入金額が1,000万円を超えた場合は「0万円」となってしまいます。一定の要件を満たす会計ソフトを使用し、さらにe-Tax をすることで「75万円」控除を目指せます。会推奨の会計ソフト「ジョブカン会計」は優良な電子帳簿保存に対応しています。

※【不動産収入の方】75(65)万円控除の適用には、事業的規模の貸付（5棟10室）が必要です。なお、事業的規模に満たない場合、前々年の収入金額が1,000万円を超えていても、改正前と同様に10万円控除が適用されます。

② 65万円に当てはまる方

「75万円」控除を目指しませんか？

手書き帳簿の方

会推奨の会計ソフト「ジョブカン会計」は優良な電子帳簿保存に対応しています。この機会に会計ソフトの使用をご検討ください。

「ジョブカン会計」以外の会計ソフトをご利用の方

ご自身の会計ソフトが優良な電子帳簿保存又はデジタルシームレス保存に対応しているかご確認ください。

※会計ソフトを新たに使用し始める場合、記帳指導の必要な方は早めにご相談ください。年末になりますと年末調整等で予約が取りづらくなり、会計ソフトの記帳指導の予約が難しくなる場合があります。

⑤ 0万円に当てはまる方

令和9年分からは控除額が0万円になります。一定の要件を満たす会計ソフトを使用して「75万円」控除を目指せます。会推奨の会計ソフト「ジョブカン会計」は優良な電子帳簿保存に対応しています。

※【不動産収入の方】75(65)万円控除の適用には、事業的規模の貸付（5棟10室）が必要です。なお、事業的規模に満たない場合、前々年の収入金額が1,000万円を超えていても、改正前と同様に10万円控除が適用されます。

【令和8年税制改正】基礎控除額の見直し（個人住民税は改正されません）

基礎控除の額が、次のとおり見直されました。（居住者に限ります）

合計所得金額	改正前	改正後	
		令和8・9年分	令和10年分以後
132万円以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円	67万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	

※1 合計所得金額2,350万円超の場合は、見直しがありません。

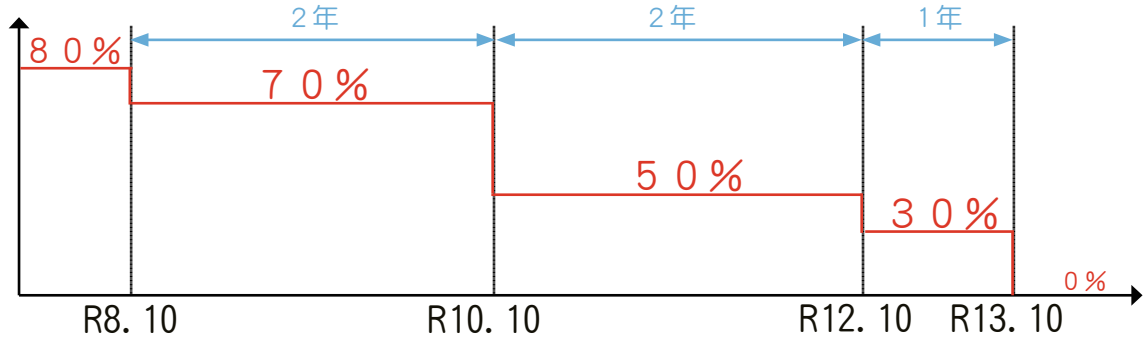
※2 合計所得金額2,350万円以下の非居住者の基礎控除の額は、一律62万円です。

※3 令和10年以後の基礎控除の額は、物価の上昇を踏まえて見直しがされる予定です。

【令和8年税制改正】インボイス制度

インボイス発行事業者以外の取引先から行った課税仕入れに係る税額控除の経過措置について

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入れ税額控除の対象にはなりません。ただし、インボイスを登録していない取引先から行った課税仕入れについて一定の控除可能割合を控除できる経過措置を、適用期限を2年間延長し、以下のとおり見直しました。（7・5・3割控除）



インボイス発行事業者の登録を取り消す手続きに必要な届出書類

ケースによって、提出する書類が異なります		提出する書類
死亡や事業廃止と関係なく、インボイス発行事業者の登録を取り消す場合		適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
事業主が死亡した場合	被相続人（亡くなった方）がインボイス発行事業者の場合	適格請求書発行事業者の死亡届出書
	被相続人（亡くなった方）がインボイス発行事業者でない場合	個人事業者の死亡届出書
事業者が死亡以外の理由により事業を廃止した場合		事業廃止届出書